



平成 25 年 7 月 1 日

各 位

東京都新宿区揚場町 2 番 1 号
大興電子通信株式会社
代表取締役社長 津玉高秀
(コード番号 8023 東証第二部)
問合せ先
取締役上席執行役員 山寺光
(TEL 03-3266-8111)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 3 月期の内部統制報告書に開示すべき重要な不備がある旨を記載いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、平成 25 年 3 月期の決算手続において、同年 4 月中旬に原価付替えによる不適切な会計処理が行われていることを発見いたしました。当社は、この事態を重く受け止め、全社的な調査を開始するとともに、同年 4 月 22 日に社内調査委員会を設置し調査を進めたところ、原価付替えによる不適切な会計処理の発見される件数と金額が拡大し、当社の財務報告に係る内部統制の有効性に疑義が生じることも予想されました。

このような状況により調査の客観性、独立性を確保するため、同年 5 月 10 日に当社と利害関係のない社外の独立した公認会計士を委員長とし、社外監査役及び取締役コーポレート本部長を委員とする「特別調査委員会」を設置し、同年 5 月 14 日に取締役会の承認を受け、徹底した調査を進めてまいりました。当該調査により、複数部門で過年度に渡り原価付替えによる不適切な会計処理が行われていたことが判明し、同年 6 月 13 日には特別調査委員会から調査報告書を受領いたしました。

当該原価付替えによる不適切な会計処理が行われた主な原因は以下の通りです。

- ① 全社員へのコンプライアンス意識の周知が徹底していなかったこと
- ② 関与している管理職の多くが同一部門における長期在籍者であったこと
- ③ 内部通報制度が十分に浸透していなかったこと
- ④ 受注登録後に受注明細の品目、数量、単価変更が頻繁に発生するという当社のビジネス上の特性から、原価付替えに関する統制は発見的統制に依拠していたが十分に機能していなかったこと
- ⑤ 顧客に直送されている在庫のたな卸が十分に行われていなかったこと

以上の原価付替え及び直送在庫に関する統制活動とそれに係る全社的な内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

2. 事業年度末までには是正できなかった理由

当該不備は事業年度決算処理の過程で発見されたものであり、是正する時間的猶予がなかったためであります。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の重要な欠陥を是正するために、特別調査委員会からの提言をふまえて、以下のとおり再発防止措置を講じ、内部統制の改善を図ってまいります。

(1) 意識改革・制度の改善

- ① 事業計画の達成度評価と同じレベルでのコンプライアンスの評価
- ② 毎月の営業会議及び半期毎に開催される全社戦略会議における部店長に対するコンプライアンスの周知徹底の継続、各部店会議での議論を実施及び自己点検による結果の経営者への報告
- ③ 管理職の定期的な人事ローテーションの実施
- ④ 内部通報制度の四半期毎の従業員への十分な周知

(2) 業務運用上の仕組みの改善

- ① 職務分掌の見直し、具体的な手順の文書化による実効性の高い統制活動の実施
- ② 日常的モニタリングや内部監査部門による独立評価がより深度のあるモニタリング活動となるような手順、体制の見直し

4. 財務諸表に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する財務報告上の影響額は、決算過程で適正に修正しております。なお、修正内容については平成25年6月14日に開示いたしました「当社における不適切な会計処理に関する特別調査委員会の調査報告について」をご覧ください。また、既に発表しております平成25年3月期財務諸表に及ぼす影響はありません。

5. 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以上